「新たな取り組み、各種届出に関する留意事項」

# 参 考 資 料

平成 25 年度
第二種金融商品取引業者説明会

# ～目　次～

１．第二種金融商品取引業を行う者の届出

手続き一覧表　・・・P. 1

２．金融商品取引法（抜粋）第三十七条の七

（指定紛争解決機関との契約締結義務等）　・・・P. 4

３．金融商品取引業者等向け総合的な監督指針（抜粋）

Ⅲ-2-5-2　金融 ADR 制度への対応　・・・P. 5

４．金融商品取引法（抜粋）

（人的構成）　・・・P.10

５．金融商品取引業者等向け総合的な監督指針（抜粋）

（組織体制、人的構成）　・・・P.12

# 第二種金融商品取引業を行う者の届出手続き一覧表

関東財務局

| 届出書名 | 届出書記載事項 | 添付書類 | 提出期限 |
|---|---|---|---|
| 金融商品取引業者の加入する投資者保護基金、投資者保護団体、金融商品取引業協会、金融商品取引所の変更届出<br>【法第３１条第１項】 | ・変更内容<br>・変更年月日<br>・変更理由 | ・第2面 | 2週間以内 |
| 金融商品取引業者の商号、名称又は氏名の変更届出<br>【法第３１条第１項、内閣府令第２０条第１項】 | | ・第2面から第11面<br>・登記事項証明書 | |
| 金融商品取引業者の資本金の額又は出資の総額の変更届出<br>【法第３１条第１項、内閣府令第２０条第１項】 | | ・第3面<br>・登記事項証明書 | |
| 金融商品取引業者の役員又は政令で定める使用人の変更届出<br>【法第３１条第１項、内閣府令第２０条第１項】 | | ・第4・5・6面(該当面)<br>・人的構成にかかる書面<br>・登記事項証明書(役員)<br>【新任の場合】<br>・履歴書・住民票・身分証明書法務局の証明書・誓約書 | |
| 金融商品取引業者の本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地の変更届出<br>【法第３１条第１項、内閣府令第２０条第１項】 | | ・第8面<br>・顧客勘定の処理の内容を記載した書面(廃止のみ) | |
| 金融商品取引業者の他に行っている事業の変更届出<br>【法第３１条第１項、内閣府令第２０条第１項】 | | ・第10面 | |
| 金融商品取引業等に関する内閣府令第７条第３号イ及び第４号から第９号までに掲げる事項の変更届出<br>【法第３１条第１項、内閣府令第２０条第１項】 | | ・第11面<br>・内閣府令第13条各号に関する書面 | |
| 金融商品取引業者の業務の内容又は方法の変更届出<br>【法第３１条第３項、内閣府令第２１条】 | | ・業務の内容を記載した書面 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者の取締役等の就任等の届出<br>【法第３１条の４第２項、内閣府令第３１条】<br>(届出者：該当する取締役又は執行役) | 【就任・変更・退任共通記載事項】<br>氏名<br>金商業者の商号<br>金商業者における役職<br><就任の場合><br>兼職先の商号<br>兼職先における役職及び代表権の有無<br>就任年月日及び任期<br><変更の場合><br>変更の内容、年月日<br><退任の場合><br>兼職していた会社の商号<br>兼職していた会社における役職及び代表権の有無<br>退任年月日 | | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者の業務休止、又は再開の届出<br>【法第５０条第１項第１号】 | ・業務を休止又は再開した営業所等の名称<br>・休止の期間(再開の年月日)、理由 | 【休止の場合】<br>・休止期間中における顧客勘定の処理の方法を記載した書面 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者である法人が、他の法人と合併したとき(当該金融商品取引業者である法人が合併により消滅したときを除く。)の届出<br>【法第５０条第１項第３号】 | ・合併相手方の商号・名称<br>・合併年月日、理由、合併方法 | ・合併契約の内容及び合併手続を記載した書面<br>・顧客勘定の処理方法を記載した書面<br>・当事者の最近の貸借対照表 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者である法人が、分割により他の法人の事業(金融商品取引業等に係るものに限る。)の全部若しくは一部を承継したときの届出<br>【法第５０条第１項第３号】 | ・分割相手方の商号・名称<br>・分割年月日、理由、承継した事業の内容 | ・吸収分割契約の内容及び分割手続きを記載した書面<br>・当事者の最近の貸借対照表 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者である法人が、他の法人から事業(金融商品取引業等に係るものに限る。)の全部若しくは一部を譲り受けたときの届出<br>【法第５０条第１項第３号】 | ・譲受け相手方の商号・名称<br>・譲受けた年月日、理由、事業の内容 | ・事業譲受の契約内容及び事業譲受の手続きを記載した書面<br>・当事者の最近の貸借対照表 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者が銀行等について、その総株主等の議決権の過半数を取得し、又は保有したときの届出<br>【法第５０条第１項第４号】 | ・相手方の商号・名称<br>・取得・保有年月日及び理由 | | 遅滞なく |

| 届出書名 | 届出書記載事項 | 添付書類 | 提出期限 |
|---|---|---|---|
| 金融商品取引業者が、その総株主等の議決権の過半数を保有している銀行等が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したときの届出<br>【法第50条第1項第5号】 | ・合併等決議の内容<br>・合併等年月日、相手方、方法、理由 | ・最近の日計表<br>【合併の場合】<br>・当事者の最近の貸借対照表<br>・合併契約書(写)<br>【解散、廃止の場合】<br>・清算の方法・手続きを記載した書面 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者が、その総株主等の議決権の過半数を保有している銀行等についてその総株主等の議決権の過半数を保有しないこととなったときの届出<br>【法第５０条第１項第５号】 | ・相手方の商号・名称<br>・取得・保有しなくなった年月日・理由 | | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったときの届出<br>【法第５０条第１項第７号】 | ・申立てを行った年月日、理由 | ・申立てに係る書面の写し<br>・最近の日計表 | 遅滞なく |
| 登録申請者が、法第29条の4第1項第1号イ（外国の法令により金商業に類する登録又は許可を取り消された場合に限る。）若しくはロ、第３号（重要な使用人に係る部分を除く。）又は第4号に該当したときの届出<br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第１号】 | 【第1号イの場合】<br>・外国で受けている登録等の内容、登録等年月日、取り消された年月日、理由、取り消された業務の内容<br>【第1号ロの場合】<br>・違反した法令の規定、刑の確定した年月日、罰金額<br>【第3号の場合】<br>・該当事由に応じて、該当者の氏名、後見開始・保佐開始の審判年月日、破産手続き開始決定年月日、刑の確定年月日及び刑の種類、取消年月日及び理由、解任・解職年月日及び理由<br>【第4号の場合】<br>・政令に定める金額に満たなくなった年月日、理由 | 【第1号イの場合】<br>・取消しを命じる書面の写し又はこれに代わる書面、外国の該当法令及び訳文<br>【第1号ロの場合】<br>・確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面<br>【第3号の場合】<br>・該当事由に応じて、審判書の写し又は決定の内容を記載した書面、開始決定の裁判書の写し又は決定の内容を記載した書面、判決書の写し又は判決の内容を記載した書面、取消しを命じる書面の写し又はこれに代わる書面並びに根拠となる外国の法令及び訳文<br>【第4号の場合】<br>・登記事項証明書又はこれに代わる書面 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者の役員又は重要な使用人が法第29条の4第1項第2号イからトのいずれかに該当したときの届出<br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第２号】 | ・該当する役員又は重要な使用人の氏名又は名称<br>・該当事由に応じて、後見開始・保佐開始の審判年月日、破産手続き開始決定年月日、刑の確定年月日及び刑の種類、取消年月日及び理由、解任・解職年月日及び理由 | ・該当事由に応じて、審判書の写し又は決定の内容を記載した書面、開始決定の裁判書の写し又は決定の内容を記載した書面、判決書の写し又は判決の内容を記載した書面、取消しの根拠となる外国の法令及び訳文 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合の届出<br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第３号】 | ・該当・非該当となった親・子法人等の商号・名称、年月日 | ・親・子法人等の業務の概要及び関係を記載した書面 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者の持株会社に該当し、又は該当しないこととなった場合の届出<br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第４号】 | ・該当・非該当となった持株会社の商号・名称、年月日 | ・持株会社の概要及び関係を記載した書面 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知った場合の届出<br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第５号】 | ・申立てが行われた年月日、理由<br>・申立てを行った者の商号・名称・氏名 | ・最近の日計表 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者の定款の変更届出<br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第６号】 | ・変更内容<br>・変更年月日<br>・変更理由 | ・変更後の定款 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者の役職員に法令等に反する行為(事故等)があったことを知った場合の届出<br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第７号】 | ・事故等が発生した営業所等の名称<br>・事故等を惹起した役職員等の氏名及び役職名<br>・事故等の概要 | | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者の役職員の法令に反する行為(事故等)の詳細が判明した場合の届出<br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第８号】 | ・事故等が発生した営業所又は事務所の名称<br>・事故等を惹起した役職員等の氏名及び役職名<br>・事故等の詳細<br>・社内処分の内容 | | 遅滞なく |

| 届出書名 | 届出書記載事項 | 添付書類 | 提出期限 |
|---|---|---|---|
| 金融商品取引業者が訴訟若しくは調停の当事者となった場合の届出<br><br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第９号】 | ・当事者の名称等・住所<br>・訴訟提起・調停申立年月日<br>・管轄裁判所名、事件の内容 | | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者が訴訟若しくは調停が終結した場合の届出<br><br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第９号】 | ・当事者の氏名・名称及び住所<br>・終結年月日、判決又は和解の内容 | | 遅滞なく |
| 外国法人又は外国に住所を有する個人が外国の法令に基づく不利益処分を受けた場合の届出<br><br>【法第５０条第１項第８号、内閣府令第１９９条第１０号】 | ・不利益処分の内容、年月日、理由 | ・不利益処分を規定する外国の法令及び訳文 | 遅滞なく |
| 金融商品取引業者である個人が死亡したときの届出<br><br>【法第５０条の２第１項第１号】<br>（届出者：相続人） | ・その旨<br>・死亡年月日 | ・最近の日計表<br>・顧客に対する債権債務の清算の方法を記載した書面 | 30日以内 |
| 金融商品取引業等を廃止したときの届出<br><br>【法第５０条の２第１項第２号】 | ・廃止年月日、理由 | ・最近の日計表<br>・顧客に対する債権債務の清算の方法を記載した書面 | 30日以内 |
| 金融商品取引業者等である法人が合併により消滅したときの届出<br><br>【法第５０条の２第１項第３号】<br>（届出者：その法人の元代表者） | ・合併の相手方の商号・名称等<br>・合併年月日、理由、合併方法 | ・合併契約の内容及び合併手続を記載した書面<br>・顧客に対する債権債務の合併後存続する法人への承継方法を記載した書面 | 30日以内 |
| 金融商品取引業者等である法人が破産手続開始の決定により解散したときの届出<br><br>【法第５０条の２第１項第４号】<br>（届出者：破産管財人） | ・破産手続き開始の申立てを行った年月日及び決定を受けた年月日 | ・破産手続き開始の決定の裁判書の写し又は破産手続き開始決定の内容を記載した書面<br>・顧客に対する債権債務の清算の方法を記載した書面 | 30日以内 |
| 金融商品取引業者等である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したときの届出<br>【法第５０条の２第１項第５号】<br>（届出者・清算人） | ・解散年月日、理由 | ・顧客に対する債権債務の清算の方法を記載した書面 | 30日以内 |
| 金融商品取引業者等である法人が分割により事業（金融商品取引業等に係るものに限る。）の全部又は一部を承継させたときの届出<br><br>【法第５０条の２第１項第６号】 | ・承継先の商号・名称<br>・分割年月日、理由 | ・分割契約の内容及び分割の手続きを記載した書面<br>・顧客に対する債権債務の承継先への引継ぎ方法を記載した書面 | 30日以内 |
| 金融商品取引業者等が事業の全部又は一部を譲渡（金融商品取引業等に係るものに限る。）したときの届出<br><br>【法第５０条の２第１項第７号】 | ・譲渡先の商号・名称・氏名<br>・譲渡年月日、理由 | ・事業譲渡契約の内容を記載した書面<br>・顧客に対する債権債務の譲渡先への引継ぎ方法を記載した書面 | 30日以内 |
| 金融商品取引業者等が金融商品取引業等（投資助言・代理業を除く）を廃止し、合併（当該金融商品取引業等が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、分割による事業の全部若しくは一部の承継をさせ、又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときの公告をした旨の届出<br><br>【法第５０条の２第７項】 | ・商号等<br>・登録年月日、登録番号<br>・該当事由<br>・該当事由の発生予定年月日 | ・顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業等に関し顧客から受けた財産及びその計算において占有する財産の返還方法を記載した書面 | 直ちに |

（注1）表中の「法」は「金融商品取引法」、「内閣府令」は「金融商品取引業等に関する内閣府令」のことをいいます。
（注2）各届出書には届出日、提出先（関東財務局長）、届出者の商号等、住所、登録番号を記載して下さい。
（注3）有価証券関連業を行う者のみ提出する届出書です。
（注4）上記のほか、契約締結前書面の届出書類等、届出書類の提出が必要となる場合がありますが、詳しくは直接お問い合わせ下さい。
（注5）金融商品取引法の届出書類の様式につきましては、金融庁のホームページの「手続一覧」をご覧下さい。

●金融商品取引法(抜粋)

(指定紛争解決機関との契約締結義務等)

第三十七条の七　金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　(省略)

二　当該金融商品取引業者等が第二種金融商品取引業を行う者である場合　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置

イ　指定第二種紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が特定第二種金融商品取引業務(第百五十六条の三十八第三項に規定する特定第二種金融商品取引業務をいう。以下この号において同じ。)であるものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。)が存在する場合　一の指定第二種紛争解決機関との間で特定第二種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ　指定第二種紛争解決機関が存在しない場合　特定第二種金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

三　～　五(省略)

2　～　3　(省略)

●金融商品取引業者等向け総合的な監督指針(抜粋)

Ⅲ－２－５－２　金融ADR制度への対応

Ⅲ－２－５－２－２　指定ADR機関が存在しない場合

(1)意義

金融ADR制度においては、指定ADR機関が存在しない場合においても、代わりに苦情処理措置・紛争解決措置を講ずることが法令上求められている。金融商品取引業者においては、これらの措置を適切に実施し、金融商品・サービスに関する苦情・紛争を簡易・迅速に解決することにより、顧客保護の充実を確保し、金融商品・サービスへの顧客の信頼性の向上に努める必要がある。

(2)主な着眼点

金融商品取引業者が、苦情処理措置・紛争解決措置を講じる場合、金融ADR制度の趣旨を踏まえ、顧客からの苦情・紛争の申出に関し、業務の規模・特性に応じ、適切に対応する態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

なお、「Ⅲ－２－５－１　苦情等対処に関する内部管理態勢の確立」における留意点も参照すること。

①総論

イ. 苦情処理措置・紛争解決措置の選択

a. 登録を受けた業務の種別(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業の別をいう。)ごとに、業務の内容、苦情等の発生状況及び営業地域等を踏まえて、法令で規定されている以下の各事項のうちの一つ又は複数を苦情処理措置・紛争解決措置として適切に選択しているか。なお、その際は、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、顧客にとって地理的に

アクセスしやすい環境を整備するなど、顧客の利便の向上に資するような取組みを行うことが望ましい。

(a)苦情処理措置

i )苦情処理に従事する従業員への助言・指導を一定の経験を有する消費生活専門相談員等に行わせること

ii )自社で業務運営体制・社内規則を整備し、公表等すること

iii )金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること

iv )国民生活センター、消費生活センターを利用すること

v )他の業態の指定ADR機関を利用すること

vi )苦情処理業務を公正かつ適確に遂行できる法人を利用すること

(b)紛争解決措置

i )裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に定める認証紛争解決手続を利用すること

ii )金融商品取引業協会、認定投資者保護団体を利用すること

iii )弁護士会を利用すること

iv )国民生活センター、消費生活センターを利用すること

v )他の業態の指定ADR機関を利用すること

vi )紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人を利用すること

b. 苦情・紛争の処理状況等のモニタリング等を継続的に行い、必要に応じ、苦情処理措置・紛争解決措置について、検討及び見直しを行う態勢を整備しているか。

c.「苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行できる法人」((a) vi ・(b) vi )を利用する場合、当該法人が苦情処理業務・紛争解決業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人であること(金商業等府令第 115 条の2第1項第5号、同条第2項第5号)について、相当の資料等に基づいて、合理的に判断しているか。

d. 外部機関を利用する場合、必ずしも当該外部機関との間において業務委託契約等の締結までは求められていないが、標準的な手続のフローや、費用負担に関する事項等について予め取決めを行っておくことが望ましい。

e. 外部機関の手続を利用する際に費用が発生する場合について、顧客の費用負担が過大とならないような措置を講じる等、苦情処理と紛争解決の申立ての障害とならないような措置を講じているか。

ロ. 運用

苦情処理措置・紛争解決措置の適用範囲を過度に限定的なものとするなど、不適切な運用を行っていないか。なお、苦情処理措置と紛争解決措置との間で適切な連携を確保しているかについても留意する必要がある(III－2－5(2)参照)。

②苦情処理措置(自社で態勢整備を行う場合)についての留意事項

イ. 消費生活専門相談員等による従業員への助言・指導態勢を整備する場合

a. 定期的に消費生活専門相談員等による研修を実施する等、苦情処理に従事する従業員のスキルを向上させる態勢を整備しているか。

b. 消費生活専門相談員等との連絡体制を築く等、個別事案の処理に関し、必要に応じ、消費生活専門相談員等の専門知識・経験を活用する態勢を整備しているか。

ロ. 自社で業務運営体制・社内規則を整備する場合

a. 苦情の発生状況に応じ、業務運営体制及び社内規則を適切に整備するとともに、当該体制・規則に基づき、公正かつ適確に苦情処理を行う態勢を整備しているか。

b. 苦情の申出先を顧客に適切に周知するとともに、苦情処理に係る業務運営体制及び社内規則を適切に公表しているか。

周知・公表の内容として、必ずしも社内規則の全文を公表する必要はないものの、顧客が、苦情処理が適切な手続に則って行われているかどうか自ら確認できるようにするため、苦情処理における連絡先及び標準的な業務フロー等を明確に示すこと

が重要であることから、それに関連する部分を公表しているかに留意する必要がある。

なお、周知・公表の方法について、Ⅲ－２－５－２－１(２)①ロを参照のこと。

③苦情処理措置(外部機関を利用する場合)及び紛争解決措置の留意事項

イ. 周知・公表等

a. 金融商品取引業者が外部機関を利用している場合、顧客保護の観点から、例えば、顧客が苦情・紛争を申し出るに当たり、外部機関を利用できることや、外部機関の名称及び連絡先、その利用方法等、外部機関に関する情報について、顧客にとって分かりやすいように、周知・公表を行うことが望ましい。

b. 契約締結前交付書面の交付に関し、金融ADR制度についての説明を行っているか。

また、顧客からの苦情の申出があった場合には、真摯な対応をとるとともに、当事者間の話合いでは顧客の理解が得られない場合や、損害賠償金額の確定が困難である場合には、改めて金融ADR制度について説明を行っているか。

c. 苦情処理・紛争解決の申立てが、地理又は苦情・紛争内容その他の事由により、顧客に紹介した外部機関の取扱範囲外のものであるとき、又は他の外部機関等(苦情処理措置・紛争解決措置として金融商品取引業者が利用している外部機関に限らない。)による取扱いがふさわしいときは、他の外部機関等を顧客に紹介する態勢を整備しているか。

d. 保険会社が組成した保険商品を金融商品取引業者が販売する場合については、Ⅲ－２－５－２－１(２)①ロ. d. を参照すること。

ロ. 手続への対応

a. 外部機関から苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提出等を要請された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにこれに応じる態勢を整備しているか。

b. 苦情処理・紛争解決の手続への応諾、事実関係の調査又は関係資料の提供等の要請を拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、苦情・紛争内容、事実・資料の性質及び外部機関の規則等を踏まえて、組織として適切に検討を実施する態勢を整備しているか。また、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、可能な限り拒絶の理由について説明する態勢を整備しているか。

c. 紛争解決の手続を開始した外部機関から和解案、あっせん案等の解決案（以下、d及びeにおいて「解決案」という。）が提示された場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかに受諾の可否を判断する態勢を整備しているか。

d. 解決案を受諾した場合、担当部署において速やかに対応するとともに、その履行状況等を監査部門等が事後検証する態勢を整備しているか。

e. 解決案の受諾を拒絶する場合、当該外部機関の規則等も踏まえつつ、速やかにその理由を説明するとともに、必要な対応を行う態勢を整備しているか。

●金融商品取引法(抜粋)

(登録の拒否)

第二十九条の四　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

二　金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

●金融商品取引業等に関する内閣府令(抜粋)

(人的構成の審査基準)

第十三条　法第二十九条の四第一項第一号 ニ(法第三十一条第五項 において準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

(省略)

四　不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ　宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

(1)　不動産信託受益権等売買等業務の統括に係る部門

（2） 内部監査に係る部門

（3） 法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ（3）、第百九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ並びに第二百二十三条第十号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ 不動産信託受益権等売買等業務を行う役員又は使用人が、第八十五条第一項各号に掲げる事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をするために必要な宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有していること。

●金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抜粋)

Ⅴ－3 諸手続(第二種金融商品取引業)

Ⅴ－3－1 登録

(1)体制審査の項目

金商法第29条の4第1項第1号ニに規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査にあたっては、登録申請書、同添付書類及びヒアリングにより次の点を確認するものとする。

① その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況及び組織体制として、以下の事項に照らし、当該業務を適正に遂行することができると認められるか。

イ. 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、金融商品取引業者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な資質を有していること。

ロ. 常務に従事する役員が、金商法等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、及び金融商品取引業の公正かつ的確な遂行に必要となるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有すること。

ハ. 行おうとする業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること。

ニ. 営業部門とは独立してコンプライアンス部門(担当者)が設置され、その担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。

ホ. 行おうとする業務について、次に掲げる体制整備が可能な要員の確保が図られていること。

a. 帳簿書類・報告書等の作成、管理

b. ディスクロージャー

c. リスク管理

d. 電算システム管理

e. 売買管理、顧客管理

f. 広告審査

g. 顧客情報管理

h. 苦情・トラブル処理

ｉ. 内部監査